

(案)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 あて

原子力委員会委員長

関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更（1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更）について（答申）

平成17年8月8日付け平成17・04・08原第12号をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおり妥当と認める。

関西電力株式会社高浜発電所の原子炉の設置変更(1号、2号、3号及び4号原子炉施設の変更)について(答申)

1. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)
第24条第1項第1号(平和利用)

本申請については、

- ・原子炉の使用の目的(商業発電用)を変更するものではないこと
- ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が平和利用協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではないこと
- ・海外において再処理を行う場合、再処理によって得られるプルトニウムは国内に持ち帰り、再処理によって得られるプルトニウムを海外に移転しようとするときは、政府の承認を受けるという方針を変更するものではないこと

から、原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれはないものと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

2. 法第24条第1項第2号(計画的遂行)

本申請については、

- ・原子力発電を「基幹電源に位置付け、最大限に活用していくこと」とする我が国の原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画(以下、「長期計画」という。)の方針に沿ったものであること
- ・発生する使用済燃料については、国内の再処理事業者又は我が国が平和利用協定を締結している国の再処理事業者において再処理を行うこととし、再処理されるまでの間は、発電所内で適切に貯蔵・管理するという方針を変更するものではなく、長期計画における我が国の核燃料サイクルに対する国の基本的考え方に沿ったものであること
- ・本原子炉の運転に伴い必要な核燃料物質については、長期購入契約等により計画的に確保するとしていること
- ・発生する放射性廃棄物については、長期計画の方針に沿って処理処分するという方針を変更するものではないこと

から、我が国の原子力の開発及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがないと認められるとする経済産業大臣の判断は妥当である。

3. 法第24条第1項第3号（経理的基礎に係る部分に限る）

本申請に係る変更は工事を伴わないことから、工事に要する資金及び調達計画は必要としない。このことから、原子炉を設置変更するために必要な経理的基礎については問題ないと認められる。